

令和5年度 第2回新宮町上下水道事業経営審議会会議録

日	時	令和5年10月23日（月） 15時00分から17時00分まで
場	所	新宮町役場 3階 第2委員会室
出	席 者	会長 松藤 賢二郎
		副会長 園 弘子
		委員 5名
欠	席 者	委員 1名
議 事 の 経 過		
会	長	【開会】 開会あいさつ 【本審議会の成立の報告】 委員 8 名のうち 7 名出席により過半数に達し、新宮町上下水道事業経営審議会 条例第 6 条により、本会が成立することの報告。 【事務局説明①】 下水道事業の概略について 令和7年度までの審議会の予定について、審議会開催時期、審議内容を 説明。公共下水道事業推進の財源となる交付金について、令和 7 年度の交付金を要 望をするため、令和6年11月までに公共下水道事業の経営戦略改定を行う必要があ る。そのため、令和6年9月の経営戦略改定を目標に審議をお願いしたい旨を説明。 その後、水道事業の経営戦略改定の審議をして頂く予定である旨を説明。 （資料） ○新宮町の概要及び人口の推移の説明。 ○公共下水道事業の概要に関して説明。 ・新宮処理区について （供用開始年度、計画人口、処理方式、整備率等） ・中央処理区について （供用開始年度、計画人口、処理方式、整備率等） ・公共下水道事業の処理区域についての説明。 （新宮処理区及び中央処理区の全体計画区域、施設位置等） ・下水道施設について （新宮ポンプ場及び新宮中央浄化センターの施設概要、老朽化対策等） ・処理区ごとの状況について （新宮処理区及び中央処理区の計画処理水量、排水量、維持管理費（R3.R4） 等）
会	長	
事	務 局	

- ・公共下水道の整備予定区域について
(整備予定区域、交付金の内示率がR5は50%、財源に課題あり)
- ・新宮中央浄化センターの増設事業について
処理池：4池→6池（2池増設）、処理水量：4,700m³/日→7,610m³/日、
概算事業費：25億円
補助パッケージ：民間活力イノベーション推進下水道事業（PPP/PFI事業）
令和5年度：基本設計 6年度：事業申請 令和7年度：詳細設計
令和8年度～令和10年度：建設工事
- ・雨水対策事業について
(整備方針、夜臼地区雨水対策事業)

【質疑応答】

副 会 長	整備率、普及率、水洗化率とはどういうものか？ また、令和2年と令和4年に実施している膜交換について、わりと短期間で実施しているが、お金もかかる事なので頻度を教えて頂きたい。
事 務 局	普及率は、分母が町の全人口で、分子が下水道を整備した区域内の人口。町全体で、どの位の人達が下水道を利用できるようになったのかというものです。分子には、下水道未接続の人口も含まれる。 水洗化率は、下水道を整備した区域のなかで、どの位の方が下水道に接続しているかというものである。 整備率は、公共下水道区域の全体面積に対して、整備が完了している区域面積の割合である。 膜の交換についてですが、膜の処分制限期間（耐用年数）は10年。4つある池のうちの2つの池は、10年経過後、交付金の要件を満たす為、令和2年度と令和3年度に膜交換工事を実施した。残りの池についても令和6年度と令和7年度に交換予定であるが、今後の運転状況をみて状態が良ければ交換時期を遅らせてもいいのではないかと考えている。
委 員	これから下水道を推進していくうえでは、公だけではなく民間の力の活用が重要であり必須であると思う。新宮町でもPPP/PFIを検討中ということで、これからそういった部分で事業をうまく効率良くやっていく必要があると思う。それを踏まえて今後、維持管理の問題もある。これから維持管理もコンセッションに向かってなど、そういった部分も民間の力を使ったものを効果的に検討していく必要があるのではといったような時代に入ってきていると思う。今、新宮町も民間委託を検討されているとのことなので賛成です。

事務局	来年度から水道も国土交通省の管轄になる。現在、ウォーターＰＰＰという事業があるが、民間を活用した事業であり、運転管理、維持管理、管渠を包括的に委託するものである。今後、水道と一括で導入するのかといったような検討もしていこうかと考えている。
会長	中央浄化センターの処理能力が限界に近づいているとのことだが、どれくらい切迫しているのか？
事務局	現在、処理能力が4,700㎥/日に対して一日平均4,170㎥/日が流入してきており、530㎥/日程度しか余裕がない。
会長	工場などと同様に稼働率8割程度が望ましいのではないかと思うが、これでは、現状かなり切迫しているのではないか？現在、9割程度の稼働であるが、もし変動があった場合は計画を超えてしまうのでは？
事務局	流入量は日々変動があり、特に雨天時では不明水も多い。その為、処理槽の手前にある一時的に汚水を溜めれる調整槽にてピークを乗りきるというような運転をしている為、増設は急務となっている。現在、区画整理も2地区で進行している為、増設の時期としては限界のタイミングであると考えている。
事務局	【事務局説明②】下水道事業収支計画について 公共下水道事業は、新宮町第6次総合計画に基づいて経営している。総合計画にあります基本目標の4．環境にやさしく快適に暮らせる町のなかの「生活環境の充実」が主に公共下水道の主な役割になっている。これらに基づき今後5カ年の実施計画を作成している。 実施計画の説明 1．下水道管渠築造（全体計画推進のための面整備） ・概ね年間2億円ベースで事業を進めていく予定 ・交付金の範囲内で実施していくので、交付金の配分次第では計画年次が延びることとなる 2．ストックマネジメント計画（機能保全を目的とした改築・更新） ・主に新宮ポンプ場と新宮中央浄化センターの改築更新事業 ・ストックマネジメント計画に基づいた事業。施設の健全度を評価して、優先順位をつけ、順位の高いものから長寿命化としての改築か更新の検討を行い実施していく。 ・概ね年間1億5千万円ベースで計画をしているが、近年の交付金の配分状況からすると、年間7～8千万円程度しか実施できないのではないかと考えている。

3. 増設事業（汚水の適切な処理と健全な運転管理）

- ・水処理施設については、令和5年度にPPP/PMI導入可能性検討、令和6年度に要求水準書作成及び発注準備、令和7年度より令和10年度までに民間活力イノベーション推進下水道事業により詳細設計及び工事を実施予定。
- ・令和6年度から令和8年度にかけて汚泥脱水機の増設工事を実施予定。社会資本整備総合交付金にて実施予定。下水道管渠築造と同じメニューである為、内示額の範囲内において脱水機増設工事を優先して実施する予定である。

収支計画の説明

- ・主な事業の実施計画を踏まえ、令和10年度までの財政シュミレーションにより計画を立てたものである。

○収益的収入支出の収支計画の説明（各項目は、令和4年度決算で説明）

- ・料金収入（下水道使用料）、他会計負担金（雨水に関する負担金）、他会計補助金（汚水に関する一般会計補助金）
- ・施設管理経費、支払いの利息、減価償却費
- ・利益、資金残高 → 令和10年度には資金残高が厳しい状況になる見込（グラフの説明）

収益的収入支出の主な項目の今後の見通しを説明。

営業費用の増には、減価償却費や除却費の影響も受けている。

下水道使用料収入は、微増するものの、グラフではほぼ横ばいに近い。

○資本的収入支出の収支計画の説明（各項目は、令和4年度決算で説明）

- ・企業債、他会計補助金、国庫補助金
- ・建設改良費、企業債償還金

（グラフの説明）

資本的収入支出の主な項目の今後の見通しを説明。

新宮中央浄化センター増設事業により、建設改良費が急増している。

これに伴い財源となる国庫補助金、企業債も急増している。

【質疑応答】

会	長	収支計画のシュミレーションにおいて、補助金の算定基準は現状の50%の見込みで計画を立てているのか？
事	務	局
会	長	管渠や浸水対策については50%、増設事業につきましては55%で算定している。
事	務	局
会	長	そのような見込み通りにいくものですか？
事	務	局
会	長	非常に紛らわしいが、国費率とは事業費に対して割り当てられる補助金の率である。例えば、1億円の事業の要望に対し、80%である8千万円が認められた場合は、国からの補助金の配分は、管渠であれば50%の4千万円が配分されます。

	【事務局説明③】新宮町公共下水道事業経営戦略について
事務局	現在の経営戦略は、令和3年3月に策定したものになりますが、今後、料金の見直しの必要性も含めて、これを見直しをしていきます。 新宮町公共下水道事業経営戦略の説明 （令和2年度末に作成した経営戦略に付したコメントに沿って説明） 1. 事業概要 （下水道使用料は近年改定していないが、交付金要件として使用料の検証が必要） 2. 将来の事業環境 3. 経営の方針 4. 投資・財政計画（収支計画） 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 6. 投資財政計画（収益的収支、資本的収支） 7. 経営比較分析表 【質疑応答】
委員	3ページの使用料収入見通しの単価は、175円程度の設定もしくは一時的に単価を大きく見込んでいるのか。
事務局	単価は変更していないが、区画整理等で人口が増えることは見込んでいる。
委員	新宮町は経費回収率も良く、総務省が示している20m³3,000円の単価も満たせているため問題ないが、管渠整備費や工事単価、維持管理費の上昇を踏まえて経営戦略を見直していきたいと考えているのか。
事務局	そのとおりで、他に管渠等の耐用年数に対して元金償還期間が短く設定されていることも、現金の減少に大きく影響していると考えている。
会長	現金が減っていくとのことだが、令和10年度時点は現在の10分の1程度の試算となっているが、健全な運営の範囲内になるのか。
事務局	どちらかというと厳しい状況にある。水道事業と比較すると水道事業は10億円程度現金を保有しているが、下水道事業では3億円程度しか保有することができていないため、現時点でも厳しい状況となっている。他自治体で保有すべき適切な金額をご存じであれば教えてほしい。

副 会 長	運転資金として考えることが一般的であると思うが、自治体によって差が大きく適正額は一概に言えない。また、水道事業、下水道事業それぞれで運営状況を見ると下水道事業のみ厳しい状況であるが、まとめてみると運営状況としては問題ないと判断できるため同一化する自治体もあるが、状況が悪い事業に足を引っ張られるような形になるため、やはりそれぞれで自立して運営できることが望ましいと考える。新宮町は下水道収益の中で収益的費用はまかなえているため、問題ないと判断することはできるが、資本的支出は企業債で補填すると、返還金が負担になるため、早い段階で使用料金について考えるべきだと思う。
委 員	使用料20㎡3,000円という基準は、経済状況の変動に応じて電気やガス料金が上昇したり、自治体ごとに料金が違う中で見直されることはあるのか。基準が見直されない限り、料金の見直しはできないのか。
事 務 局	国が示す基準は努力義務として示されており、事業運営上で必要な費用を一般会計から補助金として費用負担してもらうことができるが、費用負担の条件で基準を満たす必要があるため、新宮町では満たしているが他自治体によっては満たしていない場合もある。
委 員	今後、人口減少などにより基準を満たすことができなくなった場合には、国から補助があったりするのか。
事 務 局	一般会計からの赤字補填のような形で費用を負担してもらうことで、料金改定せずに運営していくことは可能であるが、一般会計からの補てんは税金であるため、下水道区域外の方の税金も含まれることからあまり望ましくない。
委 員	補足になりますが、3,000円の基準は平成17年ごろに総務省が会議で全国の自治体に確認した際に、水道料金の基準が低いことや下水道事業を実施していたのが政令指定都市などの大都市ばかりであったため料金が低く設定されていた。その他の自治体で下水道が普及していく中で運営をしていくと基準が低いと赤字となり、一般会計からの補てんが必要となることから総務省が判断して基準の3,000円を決めている。平成17年当時では3,000円は高い設定となっているが、人件費の高騰や光熱水費の高騰を考慮した経営の見通しを立てていく必要がある。しかし、上下水道料金の
会 長	国の基準は改定の予定はあるのか。

委 員	現状、見直しの予定は不明だが、事業の民間委託を国は推進していくようになると 思われる。民間委託の際に料金改定を実施するタイミングになることが想定され、 各自治体は料金改定を迫られると思われるが、生活に直結するため課題となる。
副 会 長	独立採算で運営することが原則という考え方になるが、インフラの整備であるため 割り切ることは難しいため住民理解を得にくいことが課題となる。また、民間活力 の中に包括化、広域化とあるが、1つの自治体では採算を確保することはできない が、複数の自治体を管理することであれば採算が確保することができる可能性があ るためセットで話が進んでいる。なお、民間委託をしたとしても必ずしも事業が効 率化するわけではない。また適正な委託料の算定が課題である。
事 務 局	【その他①】経営戦略改定の方向性について（経営の基本方針） 公営企業として必要な住民サービスを安定的に供給するために、新宮中央浄化セン ターの改修や改修に伴う財源の確保に努める、経費の削減方法を調査研究する。収 入の増加に取り組む。（下水道接続促進等）このうえで、下水道使用料のあり方につ いて検証する。経営戦略の見直しをはかる際に、基本的な経営方針としてこれら を盛り込んでよろしいか。
会 長 ・ 副 会 長 ・ 委 員	異議なし。
会 長	【その他②】 次回日程について 第3回審議会：令和6年2月13日(火)15時～ 【閉会】